



あやべファミリー・サポート・センター 利用助成制度のご案内



ファミ・サポの「依頼会員」のうち、条件を満たす方には、ファミ・サポの利用料の一部を助成します。

助成の対象・・・下記の①と②に該当する方

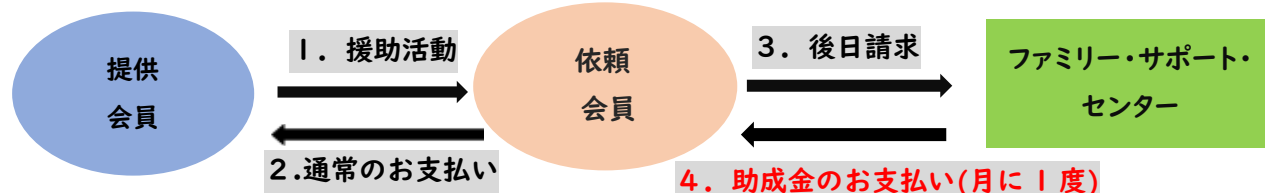
- ① あやべファミリー・サポート・センターの「依頼会員」であること。
- ② ひとり親世帯(綾部市ひとり親家庭等医療費助成制度の証明書の交付を受けている世帯)等。
 - ・ 市民税非課税世帯・生活保護世帯・障害世帯(保護者またはこどもが手帳等を取得している)
 - ・ 多胎児世帯(多胎妊娠(双子等)によって出生した2人以上の児童を扶養する世帯) ※就学前まで
 - ・ ダブルケア世帯(育児と介護等が同一の世帯のこと)



助成の金額と上限

「提供会員」に支払った利用料を助成します。こども1人につき **1か月10時間まで** を上限とします。

	最初の1時間	以降30分毎
1人目	通常料金700円～800円が 70円になる	通常料金350円～400円が 35円になる
2人目以降	通常料金350円～400円が 35円になる	通常料金175円～200円が 18円になる



使用例 こども1人に対し、1時間の利用をされた場合

- * 活動終了後、「依頼会員」は「提供会員」に、通常の額(700円)をお支払いしていただき、その後、ファミ・サポ事務局が「依頼会員」に、助成金(630円)をお支払いします。
- * この時、助成の利用時間は1時間なので、当月の助成可能時間は残り9時間となります。

注意点

- * 助成決定後の翌月から、利用助成の対象になります
- * 交通費・食費等の実費は自己負担です。また、キャンセル料を助成することはできません。

申請方法・助成の期間



- あやべファミリー・サポート・センターに、以下を提出してください。

【必要書類】 ①利用助成申請書、②利用助成にかかる個人情報同意書

③ファミリー・サポート・センター会員証、④助成対象者である証明

※ 市が公簿等で個人情報を確認することに同意いただける場合、④の提出は不要です。

ただし、転入や別居等により、市で公募等が確認できない場合は、④の提出が必要です。

利用助成申請書等は、あやべファミリー・サポート・センター内にあります。

【助成期間】 助成決定後から3月31日まで (助成を継続利用する場合は、毎年申請が必要です)

入会・申請・お問い合わせ先：あやべファミリー・サポート・センター事務局

〒623-0035 綾部市上野町上野122-1

TEL: 0773-42-5090 FAX: 0773-42-

E-mail: ayabefamisapo@snow.ocn.ne.jp

ファミ・サポ公式LINE

QRコード ⇒

